

財政改革推進期間中の主な見直し事業

長野県

平成15年(2003年)2月

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
広報事業 政策秘書室 FAX 026-235-6232 E-mail kouhou@pref.nagano.jp	2億8,968万4千円	縮小 <H15年度>	様々な媒体を活用して県政に関する情報を提供しています。 ・テレビ:県内民放4局で広報番組、スポットを放送 ・ラジオ:県内民放2局で広報番組、スポットを放送 ・新聞:8紙で毎月1回、15段掲載 ・ホームページ:「HOTほっとチャンネルながの」の運営など ・CATV:車座集会の県内配信	より多くの県民の皆さんがテレビ広報番組を見ることができるよう放送時間・回数を見直すとともに、経費を削減します。	テレビ広報番組の放送時間帯を変更し、費用対効果を高めます。
電子計算組織運営費 情報政策課 FAX 026-235-7138 E-mail jouhou@pref.nagano.jp	3億9,687万8千円	縮小 <H15年度>	電子計算装置を利用し、事務処理の効率化・迅速化を図っています。 主な処理事務(45課73事務) ・オンライン業務 財務会計事務、税務・自動車税事務、工事事務等 ・バッチ事務 人事・給与事務、各種統計処理事務等	5年間のリース期間が経過した電子計算装置のうち状態の良いものについては、更新しないでそのまま再リースすることとし、経費を削減します。	電子計算装置を複数の地方公共団体等において共同でアウトソーシングすることで、賃借料等のコスト削減を行うことを検討します。
廃止路線代替バス運行費等補助金 交通政策課 FAX 026-235-7396 E-mail kotsu@pref.nagano.jp	1億7,505万8千円	引続き見直し検討	乗合路線バス廃止後に市町村が運行している生活バス路線に対し、運行費用等の一部を補助しています。 ・補助対象路線:廃止後1年以内に運行が開始された路線 ・補助対象者:市町村 ・補助対象経費:運行費(欠損額)、車両購入費、初度開設費 ・負担割合:県1/5 市町村4/5	運行経費の欠損額が毎年増加傾向にあることから、補助要件の見直しを引続き検討します。更新車両の購入については、市町村において計画的に行うべきであることから補助対象外としますが、新たに開設された路線に導入される新規車両については、初度開設時の負担を軽減するため、引き続き補助を行います。	市町村の運行実態の把握等を行った上で、収支率(経費に対する収入の割合)や市町村の財政基盤に配慮した財政力指数等を勘案した補助率の設定等により、効率的な生活バス路線の運行を促進します。 来年度からは、鉄道・バス・タクシー等あらゆる交通機関・方法・先端技術(IT)を視野に、住民が参画した新たな交通計画の策定を支援し、試行実験に対しても助成を行い、住民ニーズに沿った地域の公共交通手段の再構築を図ります。
室町庁舎運営事業 人事活性課 FAX 026-235-7395 E-mail jinji@pref.nagano.jp	1,411万4千円	廃止 <H15年度>	室町庁舎について、事務室・会議室の使用許可等、維持管理を行っています。 ・所在地 東京都中央区(昭和56年竣工) ・構造 鉄筋コンクリート造 地下2階、地上10階建のうち9・10階部分 ・面積 建物1,028.97㎡ 敷地204.66㎡	H12年度末をもって宿泊施設を廃止しており、室町庁舎を所有する必要性が乏しくなったため、事業を廃止します。	事業を廃止し、土地と建物を売却します。
職員互助会事業補助金 職員課 FAX 026-235-7478 E-mail syokuin@pref.nagano.jp	2億3,128万4千円	縮小 <H15年度>	地方公務員法第42条等の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため、職員互助会に補助金を交付しています。(職員掛金×66/100) (職員互助会の主な事業) 死亡弔慰金、出産祝金等	互助会事業の見直しを行い、補助率の引下げを実施します。	事業を総合的に見直す中で、職員の福利厚生として必要な事業は、引き続き実施していくよう働きかけます。
公営企業に対する出資金 財政改革課 FAX 026-235-7475 E-mail zaisei@pref.nagano.jp	3,500万円	縮小 <H15年度>	県企業局において、県営水道の配水管のうち、老朽管(石綿セメント管)を、漏水防止、震災対策上の観点から布設替えを実施していますが、その更新対策事業に対して、一般会計から出資しています。	S62年度から実施している老朽管の更新が相当程度達成できているため、今後の更新事業への出資は、当分の間、休止します。	県企業局は水道事業者としての責務を果たすため、老朽管の更新事業を引き続き実施し、安全な給水事業の推進を図ります。
県報配布事業 法規学事課 FAX 026-235-7387 E-mail hoki@pref.nagano.jp	2,205万4千円	縮小 <H15年度>	県の条例・規則の公布や法令等に基づく告示・公告を行うため、県報を週2回印刷配布しています。	県報の県ホームページ掲載及び希望者への電子メール配信サービスの実施に伴い、印刷配布部数を見直すことにより、コスト削減を図ります。	引き続き、週2回県報を発行して行政情報コーナー等に配置するほか、県ホームページへの掲載や希望者への電子メール配信サービスにより、県報閲覧の利便性の向上を図ります。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
印刷事業 法規学事課 FAX 026-235-7387 E-mail hoki@pref.nagano.jp	1億1,090万3千円	廃止 <H15年度>	議会への提出議案・予算説明書、県報、各種試験問題及び諸帳票等、県の行政事務に関する印刷業務を行っています。	県報の印刷配布の見直しや予算説明書原稿の入力省力化等により業務量が減少するため、印刷事業を廃止します。	県報の原稿入力業務は引き続き直営で行います。
日本私立学校振興・共済事業団補助金 法規学事課 FAX 026-235-7387 E-mail hoki@pref.nagano.jp	9,142万3千円	縮小 <H15年度>	日本私立学校振興・共済事業団が、県内の私立学校に勤務する教職員に対して行う共済事業に要する経費に対して補助しています。 (共済掛金135.5/1000のうち8/1000相当額を補助)	国が設置認可等を行う私立大学・短大に勤務する教職員分については、段階的に補助率を引き下げ、H16年度に廃止します。	県が設置認可等を行う私立幼稚園・高等学校等に勤務する教職員分については、引き続き補助を実施します。
河北省技術研修員受入事業 海外技術研修員受入事業 国際課 FAX 026-232-1644 E-mail kokusai@pref.nagano.jp	419万7千円 1,831万7千円	統合 縮小 <H15年度>	中南米やアジアなどから研修生を受け入れ、県の試験研究機関や民間企業などで研修を行うことにより、本国の経済発展に寄与する人材を養成しています。また、この研修を通じ、県民とのふれあいによる国際交流の広がりを図っています。	類似した両事業を統合し、受入れ人数を見直すとともに、経費を節減を図ります。	地域における国際貢献活動を続けるとともに、友好親善と国際理解の増進を図ります。
社会福祉振興融資事業貸付金 厚生課 FAX 026-235-7485 E-mail kousei@pref.nagano.jp	3億円	縮小 <H15年度>	社会福祉施設整備などについて国庫補助金等が交付されるまでの間、県社会福祉事業団が融資するつなぎ資金の貸付原資を融資しています。	つなぎ資金の過去の融資実績を考慮し、同事業団に対する貸付原資の融資額を削減します。	つなぎ資金の要望状況をみながら、必要な貸付原資の融資額を確保していきます。
国保診療報酬審査支払事業補助金 国民健康保険室 FAX 026-235-7260 E-mail kokuho@pref.nagano.jp	5,500万円	縮小 <H15年度>	保険者(市町村)が県国民健康保険団体連合会に支払う県内分国保診療報酬審査支払手数料に対し補助しています。	審査支払事務の簡素・効率化を図り、補助金の削減を図ります。	引き続き審査支払事務の効率的運営を指導していきます。
高齢者祝賀行事事業 高齢福祉課 FAX 026-235-7394 E-mail kourei@pref.nagano.jp	1,113万7千円	縮小 <H15年度>	高齢者の長寿をお祝いし、祝状及び祝品を贈呈しています。 88歳 祝状 思い出新聞 99歳 祝状 祝品 100歳 祝状 祝品 金杯 101歳以上 祝状 祝品	長寿社会の進展に伴い祝賀対象を見直し、99歳、101歳以上の祝賀(男女最高齢者は除く)及び88歳の思い出新聞、100歳の祝品の贈呈を廃止します。	高齢者の生きがいづくり、健康づくりを推進するとともに、安心して暮らせるよう在宅福祉施策をより充実させます。
重度要介護高齢者家庭介護者慰労事業 高齢福祉課 FAX 026-235-7394 E-mail kourei@pref.nagano.jp	1億8,716万2千円	廃止 <H15年度>	家庭において重度の要介護高齢者を6か月以上介護している方又は介護していた方に対して、1人年額15,000円の介護者慰労金を支給しています。	介護者の負担を軽減し、共に支えるという観点から、在宅福祉施策をより充実させ、慰労金という個人給付は廃止します。	新たに家庭介護者緊急時安心ネットワークを構築するほか、宅幼老所への参入を促進するための補助対象の拡大や、介護予防・生活支援事業の充実など在宅福祉施策をより充実させます。
重度心身障害者介護慰労金事業 障害福祉課 FAX 026-234-2369 E-mail fukusi@pref.nagano.jp	3,619万6千円	廃止 <H15年度>	家庭において重度の障害者を6か月以上介護している方又は介護していた方に対して、1人年額15,000円の介護慰労金を支給しています。	介護者の負担を軽減し、共に支えるという観点から、在宅福祉施策をより充実させ、慰労金という個人給付は廃止します。	新たに重症心身障害者グループホームの運営支援を行うほか、ホームヘルプ・タイムケアなどのサービスや、グループホーム・生活寮などの生活の場、障害者就業・生活支援センターなどの相談体制等の在宅福祉施策をより充実させます。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
母子家庭等児童福祉金支給事業 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	3,882万2千円	廃止 <H17年度>	父又は母が死亡し又は離婚等をした児童が、小学校へ入学した時に5,000円、中学校を卒業した時に15,000円を支給しています。	子育て支援、就労支援等の母子福祉施策の充実を図ることにより、個人給付である祝金はH17年度に廃止します。	国における母子寡婦福祉施策の動向を見極めながら、県においても子育て支援の推進や母子家庭の自立促進を図るため、新たに就業・自立支援センターの設置、就業支援員の配置、自立支援教育訓練の給付を実施するほか、パソコンやホームヘルパーなどの就業支援講習会の開催などの母子福祉施策の充実を図ります。
長野県母子休養ホーム(海津荘)運営事業 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	7,997万円	廃止 <H15年度>	低額な料金で、母子家庭の方がレクリエーションや保養に利用していただけるように、長野市に海津荘を設置、運営しています。	利用者が北信方面に偏っていることに加え、公共の温泉施設が増加してきており、県有施設として運営する必要が薄れているため廃止します。	国における母子寡婦福祉施策の動向を見極めながら、県においても子育て支援の推進や母子家庭の自立促進を図るため、新たに就業・自立支援センターの設置、就業支援員の配置、自立支援教育訓練の給付を実施するほか、パソコンやホームヘルパーなどの就業支援講習会の開催などの母子福祉施策の充実を図ります。
社会環境浄化活動促進事業費補助金 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	720万円	廃止 <H16年度>	市町村が関係団体と共に実施する巡回活動などの環境浄化実践活動とそれに伴う啓発活動に対し補助しています。 (負担割合 県1/2 市町村1/2)		
青少年育成推進員活動促進事業 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	381万6千円	廃止 <H16年度>	市町村毎に置かれている青少年育成推進員に対する研修会・連絡協議会などの活動支援を行っています。	青少年のための健全な社会環境づくりに係る同種の3事業を、市町村との役割分担を踏まえ、H15年度に整理・統合し、H16年度に廃止します。	地域住民、業界、行政の三者が一体となって青少年のための健全な社会環境づくりに取り組むための新たな方策を検討していきます。
補導センター・補導委員活動促進事業費補助金 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	521万円	廃止 <H16年度>	青少年の非行防止活動促進のため各市に設置されている補導センターの経費に対し補助しています。 4市(負担割合 国定額40万円 県定額20万円) 13市(負担割合 県定額20万円)		
同和対策推進員設置事業 人権・同和政策課 FAX 026-235-7392 E-mail jindo@pref.nagano.jp	1,684万8千円	引続き見直し検討	人権・同和対策事業を円滑にかつ効果的に進めるために、地域の実情に応じて同和対策推進員を設置し、地域住民に対する指導、助言、制度の周知や啓発等を行っています。	H14年1月の県部落解放審議会答申に基づき、他の同和対策事業と併せて事業を見直し、人権・同和対策指導助成事業に統合した上で、H15年度に1/2削減し、H16年度の廃止を検討します。	H16年度廃止については、引き続き関係団体と協議していきます。
人権・同和対策指導助成事業 人権・同和政策課 FAX 026-235-7392 E-mail jindo@pref.nagano.jp	1億2,042万2千円	引続き見直し検討	県と協調している運動団体に対し、行政の施策を補完し、側面的に人権・同和行政に寄与すると認められる啓発、研修、相談事業について、補助又は委託しています。	H14年1月の県部落解放審議会答申に基づき、他の同和対策事業と併せて事業を見直し、H15年度に1/2削減し、H16年度の廃止を検討します。なお、委託事業のうち相談員等設置事業分については、H15年度以降1/3ずつ事業費を削減し、H17年度に廃止します。	H16年度廃止については、引き続き関係団体と協議していきます。
長野県隣保会館運営費補助金 人権・同和政策課 FAX 026-235-7392 E-mail jindo@pref.nagano.jp	832万2千円	廃止 <H15年度>	同和対策の一環としての隣保事業を総合的に行い、同和問題の速やかな解決に寄与するため、長野市にある財団法人長野県隣保会館の行う啓発事業などに対し補助しています。	人権啓発の効率化を図るため県人権啓発センターへの事業の一本化を図り、財団法人長野県隣保会館を解散します。	

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
環境改善事業補助金 人権・同和政策課 FAX 026-235-7392 E-mail jindo@pref.nagano.jp	4,100万円	廃止 <H17年度>	同和地区住民の生活向上を図るため市町村が行う道路や下水排水路の新設・改良などの環境改善事業に対し補助しています。 (負担割合 県1/2 市町村1/2)	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施後、H17年度に廃止します。	
労働関係指導事業 労政課 FAX 026-224-8751 E-mail rouseika@pref.nagano.jp	508万7千円	廃止 <H15年度>	労使関係の安定と労働者の地位向上を図るため、県・地区の労使懇談会や労働祭を支援しています。 ・県労使懇談会 (金属・交通・流通の労使団体代表と県による懇談会) ・地区労使懇談会 (県下6地区の労使団体と行政機関の懇談会) ・労働祭補助金	労働関係等の現状を踏まえ、労使懇談会、労働祭に対する補助を廃止します。	労使の合意形成を図るための新たな方策を検討するとともに、現下の雇用情勢に鑑み、雇用対策、労働相談などを積極的に行っていきます。
労働者住宅建設促進事業 労政課 FAX 026-224-8751 E-mail rouseika@pref.nagano.jp	23億5,000万円	引続き見直し検討	労働金庫と協調して労働者等に対して低利な融資を行い、労働者の福祉向上を図っています。 ・貸付内容 住宅の新築・増改築、宅地・住宅の購入 ・貸付金利 2.1% ・貸付期間 5年間	民間金融機関の住宅融資商品が充実していることから、当面新規融資については休止します。	住宅金融公庫の廃止や民間金融機関の住宅融資の今後の動向を見据え、必要性を検討していきます。
諏訪湖ハイツ等運営管理委託事業 労政課 FAX 026-224-8751 E-mail rouseika@pref.nagano.jp	3億1,438万円	縮小 <H15年度>	雇用・能力開発機構が設置している諏訪湖勤労総合福祉センター(諏訪湖ハイツ・諏訪湖スポーツセンター)、県が設置している長野県勤労者福祉センターの管理運営を県勤労者福祉事業団に委託しています。 ・諏訪湖ハイツ(岡谷市): 宿泊室、会議室等 ・諏訪湖スポーツセンター(諏訪市): 体育館、野球場 ・長野県勤労者福祉センター(長野市): ホール、会議室等	雇用・能力開発機構設置の諏訪湖勤労総合福祉センター(諏訪湖ハイツ・諏訪湖スポーツセンター)が関係市へ譲渡されることから、県勤労者福祉事業団に対して行っている施設の運営管理委託を縮小します。	
Iターン相談室設置事業 雇用対策室 FAX 026-224-8751 E-mail koyou@pref.nagano.jp	1,450万7千円	縮小 <H15年度>	県外事務所に設置するIターン相談室に、Iターン相談員を東京2名、名古屋1名、大阪1名配置し、公共職業安定所と連携を図りながら次の業務を行っています。 ・Iターン希望者への情報提供 (企業情報、求人情報、生活情報) ・Iターン希望者に対する相談 ・Iターン希望者の登録	H13年度から稼働しているIターン情報システムが定着してきたことから、東京相談室を2名から1名に削減し、名古屋・大阪相談室については廃止します。	Iターン情報システムを活用し、積極的な情報発信、情報収集に努めます。
職業相談員(人権担当)設置事業 雇用対策室 FAX 026-224-8751 E-mail koyou@pref.nagano.jp	849万円	廃止 <H17年度>	雇用におけるあらゆる差別をなくすため、国との連携の下、ハローワークに職業相談員(人権担当)を設置し、雇用の安定と福祉の増進を図っています。 ・配置人員 12名 (20日勤務1名、5日勤務10名、3日勤務1名)	H14年1月の県部落解放審議会答申に基づき、他の同和対策事業と併せて事業を見直し、H15、16年度と経過措置として順次削減しつつ実施し、H17年度に廃止します。	
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金 医務課 FAX 026-223-7106 E-mail imu@pref.nagano.jp	3,119万6千円	廃止 <H18年度>	県内医療機関等における理学療法士及び作業療法士の確保を図るため、養成施設に在学する学生に対し修学資金を貸与し、一定期間、県内で就業した場合は、返還を免除しています。 貸与月額 公立 3万2,000円 私立 3万6,000円 免除要件 貸与期間の1.5倍の期間を県内で就業	理学療法士及び作業療法士の需給状況調査結果などにより、県内医療機関等の需要に対し、H17年度には充足されることが見込まれますので、H15年度から新規貸付を停止し、継続貸付についてはH18年度に廃止します。	今後は、理学療法士及び作業療法士の需給状況の動向を注視していきます。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
病院事業会計負担金 医務課 FAX 026-223-7106 E-mail imu@pref.nagano.jp	55億4,809万9千円	縮小 <H15年度>	地方公営企業法等に基づき、病院事業において、その性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等を一般会計から負担しています。 (対象経費) 救急医療の確保に要する経費 へき地医療の確保に要する経費 高度医療に要する経費等	病院事業の簡素・効率化を図ることにより、負担金を削減します。	経営改善策として地方公営企業法の全部適用の早期導入を検討するなど、経営責任の明確化を図るとともに、引き続き経営の健全化を推進します。
市町村保健センター整備事業 保健予防課 FAX 026-235-7170 E-mail hokenyob@pref.nagano.jp	1,200万円	廃止 <H15年度>	市町村が、健康診査や健康相談等に利用するための地域保健の中核的施設として設置する市町村保健センターの建設に対しては、現在1施設当たり9,000万円を補助する国庫補助事業に加え、1施設当たり1,200万円を県単独で補助しています。	市町村保健センターは、現在県内69市町村で整備され、未整備の市町村においても地域福祉センター等同様の機能を有する施設が整備されており、地域保健活動の拠点となる施設が基本的に全市町村に整備されたことから、県単独補助事業を廃止します。	保健指導に関する情報提供や健康診査等に対する技術的支援に努めるなど、市町村保健センターの運営を支援します。
育児等健康支援事業 保健予防課 FAX 026-235-7170 E-mail hokenyob@pref.nagano.jp	730万円	廃止 <H16年度>	市町村が地域の実情に応じ、メニュー事業の中から選択して実施する母子栄養管理事業、乳児の育成指導事業、産後ケア事業、休日健診・相談事業などの母子保健サービスに関する事業に対し補助しています。 (負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3)	対象事業となっている母子保健サービスについては、地域保健法に基づく市町村固有の事業であることから、当該事業は周知期間を設定の上H16年度に廃止します。	今後はハイリスク児対策等、より専門的な母子保健サービスを推進するとともに、母子健康診査等における市町村保健師への技術的支援に努めます。
公衆浴場運営資金貸付金 食品環境水道課 FAX 026-232-7288 E-mail syokukan@pref.nagano.jp	3,500万円	縮小 <H15年度>	経営基盤が脆弱である公衆浴場業者が経営を安定化することにより、公衆浴場の確保が図られるように、長野県公衆浴場業生活衛生同業組合の組合員が公衆浴場の運営に必要な資金を確保できるよう、同組合に資金を貸し付けています。	組合員による組合からの借入実績を勘案し、長野県公衆浴場業生活衛生同業組合への貸付金を削減します。	組合員による借入の状況を定期的に把握するとともに、引き続き適正に運用されるよう組合等に対し指導、助言を行っていきます。
生薬生産振興資金貸付金 薬務課 FAX 026-235-7398 E-mail yakumuka@pref.nagano.jp	1,500万円	廃止 <H16年度>	県内唯一の薬草集荷団体である長野県薬草生産振興組合が安定的に薬草買付を行うことにより、零細な県内薬草生産者の生産活動の維持・振興が図られるように、薬草買付に必要な資金を貸し付けています。	県内の薬草生産量及び生産戸数が減少していることから、長野県薬草生産振興組合の自己資金の範囲内で薬草を買い付けることが可能となってきたため、貸付金を段階的に削減し、H16年度には廃止します。	薬草に親しむ会の開催などを通じて県民に対し生薬の普及啓発を図っていきます。
サイトウ・キネン・フェスティバル松本共催負担金 生活文化課 FAX 026-234-6579 E-mail seibun@pref.nagano.jp	1億円	縮小 <H15年度>	小澤征爾氏とサイトウ・キネン・オーケストラによる国際的音楽祭であるサイトウ・キネン・フェスティバルを共催し、第1回開催以来、毎年1億円を負担しています。	開催当初から10余年経過したフェスティバルに対する共催負担金を削減するとともに、運営のあり方についての検討を働きかけます。	国際的音楽祭であるフェスティバルの鑑賞の機会を提供するため、引き続き共催者として支援を行っていきます。
県民文化会館音楽文化普及事業 生活文化課 FAX 026-234-6579 E-mail seibun@pref.nagano.jp	1,994万4千円	縮小 <H15年度>	国内音楽家や、県民文化会館と姉妹提携にあるウィーン楽友会館が推薦する海外音楽家を講師としたウィーン・ムジーク・アカデミーをアマチュア向けに開催しています。また、養護学校や障害者福祉センター(サンアップル)など県内各地でコンサートを行い、音楽を気軽に聴く機会を提供しています。	海外の一流音楽家からの直接的な指導を受ける機会を広げ効果的に実施するため、国内の講師によるセミナーを廃止します。	コンサートについても多様な施設で開催するなど、より多くの方々に音楽に触れる機会を提供していきます。
文化施設芸術文化普及事業 (創造館講習会) 生活文化課 FAX 026-234-6579 E-mail seibun@pref.nagano.jp	188万7千円	廃止 <H15年度>	身近な芸術文化活動を援助するため、飯田、佐久の創造館において、日本画、油絵、書道などの実技講習会を(財)長野県文化振興事業団に委託して実施しています。 ・飯田創造館(日本画、油絵、陶芸、木彫など10講座) ・佐久創造館(油絵、書道、版画、切り絵など10講座)	県からの委託事業としては廃止し、今後、(財)長野県文化振興事業団の自主事業として実施します。また、従来無料であった受講料を有料化します。	(財)長野県文化振興事業団の自主事業として、講習内容のより一層の充実を図ります。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
環境教育推進事業 環境自然保護課 FAX 026-235-7498 E-mail kanky@pref.nagano.jp	705万5千円	縮小 <H15年度>	県民が自然に親しみながら学習することにより、環境に対する意識の高揚を図るため、次の事業を実施しています。 ・自然観察インストラクターの派遣(延べ655名派遣予定) ・こどもエコクラブ活動支援(県内交流会開催等) ・自然探勝会の開催(県下4地区)	自然に関する知識を有する者を、県内各地の自然観察会等に派遣する自然観察インストラクター派遣事業について、インストラクターへの報償を廃止しボランティアとして派遣する等、その派遣方法を見直します。	ボランティアとして自然観察会等の解説を行う自然観察インストラクターを支援するため、情報交換の場を設けるなど、人材のネットワークを構築するとともに、県のホームページを通じて活動を広く県民に情報発信することで、県民が自然に親しみ自然を学習する機会を充実させます。
海外駐在員運営経費負担金 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail sinkou@pref.nagano.jp	1億1,948万円	縮小 <H15年度>	バンコク、香港、上海の駐在員事務所において、県内企業のアジア地域への投資・貿易等海外展開に対する支援、県内への観光客誘致活動、文化交流活動に対する支援などを行っています。	バンコク及び香港を廃止し、新たに深せん事務所を設置することにより、経費の節減を図るとともに、中国との貿易関係に配慮した支援体制を強化します。	県内企業等のニーズに即した駐在員事務所の運営に努めるとともに、日本貿易振興会(ジェトロ)等の関係機関との連携などにより細やかな情報提供を行うなど、中小企業の海外展開を引き続き支援していきます。
中小企業連携組織推進事業 小規模事業経営支援事業 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail sinkou@pref.nagano.jp	38億5,222万4千円	縮小 <H15年度>	商工会・商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会が行う小規模事業者等に対する巡回・窓口相談助言、講習会開催等の経営改善普及事業等に補助をしています。 (負担割合:国補 国1/2 県1/2) (負担割合:県単 県10/10)	小規模企業支援の今後のあり方を明らかにし、県の施策展開に反映させることを目的とした「小規模企業支援のあり方検討委員会」での議論を基に、支援サービスの一層の充実を図りつつ、企業の自助努力の促進を図るよう制度を見直します。 また、経営指導員(同和担当)については、H14年1月の県部落開放審議会答申に基づき、他の同和対策事業と併せて事業を見直し、H15、16年度と経過措置として順次削減しつつ実施し、H17年度に廃止します。	成果重視型の透明性の高い補助事業へ転換するとともに、民間との役割分担を踏まえ、「意欲ある起業家」や「挑戦する企業」支援への重点化を図ります。
名古屋・大阪事務所運営費 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail sinkou@pref.nagano.jp	1,807万7千円	廃止 <H15年度>	名古屋事務所、大阪事務所において、中京地区、近畿地区の主要な機関との事務連絡、企業誘致、発注開拓、観光の宣伝紹介等を行っています。	業務の簡素化・効率化を図るため、県の機関としては廃止します。	企業誘致、発注開拓及び観光の紹介宣伝業務について、民間へのアウトソーシングなどにより重点的に対応していきます。
(社)長野県観光協会貸付金 (市町村観光施設整備事業運営資金貸付金) 観光課 FAX 026-233-1230 E-mail kankouka@pref.nagano.jp	18億円	廃止 <H15年度>	(社)長野県観光協会が市町村等の申請に応じて観光施設を整備する資金の一部を県から貸し付けています。	民間資金を活用することにより、県からの貸付金は廃止します。	観光協会を通じて市町村の魅力ある観光地づくりを引き続き支援していきます。
観光施設整備事業 (国立・国定公園公衆トイレ緊急再整備事業) 観光課 FAX 026-233-1230 E-mail kankouka@pref.nagano.jp	1,635万2千円	廃止 <H16年度>	国立・国定公園内の公衆トイレについて、健全な自然とのふれあいを大きく損なう原因となっている悪臭等の改善を目的とした市町村が行う再整備事業に対して補助をしています。 (負担割合 国1/3 県1/3 市町村1/3)	現在の国庫補助制度においては、市町村事業に対する県補助が前提とされていますが、市町村単独でも事業が実施できるように、制度の改善を国へ要望し、その状況も考慮しつつH16年度に廃止します。	より柔軟な補助制度となるよう国に要望します。 また、地域づくり総合支援事業の活用等により、ホスピタリティあふれる信州観光の創造を図ります。
観光地環境浄化推進事業 (長野県観光地を美しくする会負担金) 観光課 FAX 026-233-1230 E-mail kankouka@pref.nagano.jp	450万3千円	廃止 <H15年度>	長野県における観光地の環境保全と浄化対策の総合的な推進を図るため、関係機関、団体と相互に連携協議し、清潔な観光地づくりを推進しています。	観光客自身のごみ持ち帰りやボランティア等の参加により各地域が主体となった活動が期待できるため、負担金を廃止します。	ボランティア等の参加により、各地域が主体となった活動となるよう、地域の取組みに助言してまいります。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
農協振興対策事業 農政課 FAX 026-235-7393 E-mail nousei@pref.nagano.jp	700万円	廃止 <H17年度>	農業協同組合の健全な発展を図るため、県農協中央会が行う農協監査及び農協学園の運営に要する経費に対し補助しています。	県農協中央会の経営管理・指導能力向上に伴い、県の助成の必要性が薄れたため、段階的に削減しH17年度に廃止します。	引き続き県農協中央会を中心に、農協の健全な運営が進められるよう指導・助言を行っていきます。
同和対策営農特別指導事業 農業技術課 FAX 026-235-8392 E-mail nougi@pref.nagano.jp	3,047万4千円	廃止 <H17年度>	営農指導員による同和地区農家の経営改善指導に対する補助と地域農業アドバイザーを中心とした同和地区の農業振興と同和地区農家の経営改善支援を行っています。	H14年1月の県部落解放審議会答申に基づき、補助金・委託料等の他事業と連携を図り事業を見直し、H15、H16年度順次削減しつつ経過措置として実施し、H17年度に廃止します。	
蚕糸振興事業 園芸特産課 FAX 026-235-7483 E-mail entoku@pref.nagano.jp	917万2千円	縮小 <H15年度>	優良な繭産地の育成と生糸、絹製品のブランド化を図るため、長野県養蚕産地育成協議会等が行う、オリジナル絹織物等の製品開発及び養蚕産地育成推進員による養蚕農家の巡回指導等に対し補助しています。	ふるさとの絹産地育成事業については、オリジナル絹製品の開発等所期の目的を達成したためH14年度をもって終了し、養蚕産地育成事業については、養蚕農家戸数等の減少に伴い、養蚕産地育成推進員を順次削減します。	今後は製品開発を行った協議会等がオリジナル絹商品のPR等を進めます。また、養蚕農家に対する技術指導等については引き続き農協、農業改良普及センターにより実施します。
農林業同和対策事業 農村整備課 FAX 026-235-7484 E-mail nouson@pref.nagano.jp	6,000万円	廃止 <H17年度>	同和地域において市町村等が経営規模の拡大、農業所得の向上のため実施する農業生産基盤(農道、かんがい排水等)及び近代化施設(共同利用農機具、畜舎、温室等)の整備に対し補助しています。 (負担割合 県1/2 市町村1/2)	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施後、H17年度に廃止します。	
県有林所在市町村交付金 林業振興課 FAX 026-234-1550 E-mail ringyou@pref.nagano.jp	1,081万3千円	廃止 <H15年度>	県有林が所在している市町村に対して、国有林野に準じて、県有林が収益的な事業に供されていると認められていることから、市町村の固定資産税に相当する額を交付しています。	木材価格の低迷や社会情勢の変化により、県有林の目的は林業経営的なものから、公益的機能を重視することになり、市町村へ固定資産税相当額を交付する目的が薄れたため、交付金を廃止します。	引き続き森林の公益的機能を発揮できるよう県有林の整備を進めます。
県営射撃場管理事業 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail sinrin@pref.nagano.jp	414万1千円	縮小 <H15年度>	狩猟の適正化と事故防止を図り、射撃訓練を通じた狩猟者の育成強化等を目的として、県内に3射撃場を設置しています。 総合射撃場(辰野町) 菅平射撃場(真田町) 長野射撃場(長野市)	狩猟者の減少や県内射撃場の設置状況を踏まえ、県営3射撃場の必要性を民間への移譲を含めて検討した結果、菅平射撃場は廃止し、施設の撤去を行います。長野射撃場は廃止し、地元猟友会と移譲の調整を図ります。	総合射撃場については、引き続きあり方を検討していきます。
鳥獣保護普及センター管理事業 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail sinrin@pref.nagano.jp	181万5千円	廃止 <H15年度>	鳥獣保護思想の普及啓発のため、S54年度から岡谷市に塩嶺鳥獣保護普及センターを設置して、野生鳥獣標本、写真パネルの展示等を行い、普及啓発を行っています。	施設の老朽化と利用者の減少により、H14年度をもって塩嶺鳥獣保護普及センターを廃止し、戸隠森林植物園・森林学習館へ機能を統一します。	戸隠森林植物園・森林学習館においても、同一の機能を有しているため、同施設において、引続き鳥獣保護思想の普及啓発を実施していきます。
松くい虫防除対策事業補助金(被害木駆除) 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail sinrin@pref.nagano.jp	5億7,901万7千円	縮小 <H15年度>	松林を松くい虫被害から守るため、市町村と連携して感染源となる被害木の適期・全量駆除を実施しており、被害木のくん蒸、破碎処理のほかヘリコプターによる薬剤散布等の駆除に要する経費に補助しています。 (負担割合:国補 国5/10 県4/10 市町村1/10) (負担割合:県単 県2/3 市町村1/3)	被害対策の効果を現在の被害状況等から勘案し、国庫補助事業の県の任意高上げを廃止するとともに、県単事業についても廃止します。 (負担割合 国2/4 県1/4 市町村1/4)	公益的機能の高い松林、被害の拡大を防止する松林等に特定して、効果的に被害対策を進めます。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
公共事業等に対する県費高上げ補助金 土地改良課 FAX 026-233-4069 E-mail totikai@pref.nagano.jp 農村整備課 FAX 026-235-7484 E-mail nouson@pref.nagano.jp 畜産課 FAX 026-232-0746 E-mail tikusan@pref.nagano.jp 林業振興課 FAX 026-234-1550 E-mail ringyou@pref.nagano.jp 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail sinrin@pref.nagano.jp	95億525万4千円	縮小 <H15年度>	【農政部】 農業の生産性の向上、農業構造や農村生活の改善などに必要な、農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備する市町村等に対し、事業費の10%(農業集落排水事業については7.5%)の任意高上げ補助を実施しています。 【林務部】 森林のもつ多面的機能の確保を図るため、林道の整備や造林事業を行う市町村等に対し、任意高上げ補助を実施しています。 高上げ補助率 林道事業10% 造林事業4.5～28.5%	市町村等が行う公共事業等に対する任意高上げ補助を、原則として、新規事業についてはH15年度から廃止し、継続事業については補助率をH15年度据置き、H16年度以降現行の1/2に引き下げます。	市町村等が行う国庫補助事業については、計画策定段階での住民参加などを前提に優先的に確保することとし、県の公共事業削減率にとらわれず市町村等の要望に応じ国に対して予算要望を行います。
直江津港整備交付金 監理課 FAX 026-235-7482 E-mail kanri@pref.nagano.jp	200万円	廃止 <H15年度>	新潟県に交付金を交付し、新潟県は、これを財源として上越市に直江津港湾整備事業費補助金を交付します。 上越市は、この補助金を直江津港湾整備事業地元負担金の財源の一部に充当しています。	義務負担でないこと及び港湾整備に係る地元負担について国等の制度で一定の財源措置がなされていることから、H14年度の交付をもって廃止します。	同左
長野県建設技術学園設置事業 監理課 FAX 026-235-7482 E-mail kanri@pref.nagano.jp	3,311万4千円	廃止 <H15年度>	建設技術者の養成及び建設業における若年労働力の確保のため、長野県建設技術学園の運営を、(社)長野県産業開発青年協会に委託しています。 学園の教育内容 数学、応用力学などの基礎学科、測量学などの現場に即した専門教育、車両系建設機械運転などの資格取得教育、また、ガス溶接、危険物取扱主任者などの資格取得特別教育を行っています。	入学者の減少など本事業の必要性が低下していることから、今年度をもって廃止します。	土木施工に関する技術の習得は、事業者における社内教育や認定職業能力開発校に委ねるとともに、その他の教育内容については、県技術専門学校等を活用することにより対応していきます。
高規格幹線道路建設に関連する市町村道等改良事業補助金 高速道・北陸新幹線局 FAX 026-225-5581 E-mail kohoku@pref.nagano.jp	4,710万円	引続き見直し検討	市町村が実施する高速道路の建設に密接に関連する市町村道等(市町村道、農道、林道、普通河川及びかんがい排水路)の整備に補助しています。 補助対象 高速道路と交差する市町村道等 代替地の造成又は取得のために必要な市町村道等 その他重要な関連を有すると認められる市町村道等 (負担割合 県 4/10[1/3] 市町村 6/10[2/3]) (県の補助限度額 500[400]万円) []内は、三遠南信、中部縦貫自動車道の場合	高速道路の建設に関連する市町村道等の改良事業を対象としていますが、補助対象のうち代替地に関する事業は補助対象外とし、高速道路と交差し、又は分断される道路等、その他重要な関連を有する事業に重点化します。	補助対象事業の重点化により、効率的な事業の実施を図るとともに、市町村と連携しながら、高速道路の建設を促進します。
高規格幹線道路関連運動公園等整備事業補助金 高速道・北陸新幹線局 FAX 026-225-5581 E-mail kohoku@pref.nagano.jp	1,650万円	廃止 <H21年度>	高速道路の建設により地域が分断される等大きな影響を受ける集落のコミュニケーションの場の確保、生活環境の整備等のために市町村が実施する集会施設、運動公園の整備に補助しています。 補助対象 集会施設、運動公園 (負担割合 集会施設 県 1/2 市町村 1/2 運動公園 県 1/3 市町村 2/3) (県の補助限度額 集会施設 900[700]万円 運動公園 900[700]万円) []内は、三遠南信、中部縦貫自動車道の場合	集会施設等の整備については、その地域において整備されるべきものであることから、市町村と協議済みの事業をもって廃止します。 また、事業箇所を精査するとともに、交付要綱を見直しH15年度から補助限度額の引下げを行います。	市町村道等の改良事業への補助の重点化を図るとともに、市町村と連携しながら、高速道路の建設を促進します。
高速道建設促進事務市町村交付金 高速道・北陸新幹線局 FAX 026-225-5581 E-mail kohoku@pref.nagano.jp	70万2千円	廃止 <H15年度>	高速道路の建設促進のため、市町村が行う地元交渉等の事務に要する経費に対して交付金を交付しています。 交付対象 市町村が行う調整事務に係る通信費、使用料等 交付基準 定額(管内の路線延長1km当たり9万円)	市町村が事業推進に向けて、地域と事業者の調整を行う事務に対して交付されるものであること、及び交付金額が極めて小さいことから、廃止します。	市町村道等の改良事業への補助の重点化を図るとともに、市町村と連携しながら、高速道路の建設を促進します。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
新幹線建設に関連する市町村道等改良事業補助金 高速道・北陸新幹線局 FAX 026-225-5581 E-mail kohoku@pref.nagano.jp	2,000万円	引続き見直し検討	市町村が実施する新幹線の建設に密接に関連する市町村道等(市町村道、農道、林道、普通河川及びかんがい排水路)の整備に補助しています。 補助対象 新幹線と交差する市町村道等 代替地の造成又は取得のために必要な市町村道等 その他重要な関連を有すると認められる市町村道等 (負担割合 県 4/10 市町村 6/10) (県の補助限度額 500万円)	新幹線の建設に関連する市町村道等の改良事業を対象としていますが、補助対象のうち代替地に関連する事業は補助対象外とし、新幹線と交差し、又は分断される道路等、その他重要な関連を有する事業に重点化します。	補助対象事業の重点化により、効率的な事業の実施を図るとともに、市町村と連携しながら、新幹線の建設を促進します。
新幹線関連運動公園等整備事業補助金 高速道・北陸新幹線局 FAX 026-225-5581 E-mail kohoku@pref.nagano.jp	-	廃止 <H20年度>	新幹線の建設により地域が分断される等大きな影響を受ける集落のコミュニケーションの場の確保、生活環境の整備等のために市町村が実施する集会施設、運動公園の整備に補助しています。 補助対象 集会施設、運動公園 (負担割合 集会施設 県 1/2 市町村 1/2 運動公園 県 1/3 市町村 2/3) (県の補助限度額 集会施設 900万円 運動公園 900万円)	集会施設等の整備については、その地域において整備されるべきものであることから、市町村と協議済みの事業をもって廃止します。 また、事業箇所を精査するとともに、交付要綱を見直しH15年度から補助限度額の引下げを行います。	市町村道等の改良事業への補助の重点化を図るとともに、市町村と連携しながら、新幹線の建設を促進します。
北陸新幹線建設促進事務市町村交付金 高速道・北陸新幹線局 FAX 026-225-5581 E-mail kohoku@pref.nagano.jp	120万6千円	廃止 <H15年度>	新幹線の建設促進のため、市町村が行う地元交渉等の事務に要する経費に対して交付金を交付しています。 交付対象 市町村が行う調整事務に係る通信費、使用料等 交付基準 定額(管内の路線延長1km当たり9万円)	市町村が事業推進に向けて、地域と事業者の調整を行う事務に対して交付されるものであること、及び交付金額が極めて小さいことから、廃止します。	市町村道等の改良事業への補助の重点化を図るとともに、市町村と連携しながら、新幹線の建設を促進します。
住宅改修資金貸付事業補助金 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kentiku@pref.nagano.jp	793万1千円	廃止 <H17年度>	同和地区において、地域の環境改善を図るため、公共下水道事業等に伴う住宅の水洗化改修に必要な資金の貸付を行う市町村に対し、貸付金の原資の一部として、貸付額の8%を補助しています。	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施後、H17年度に廃止します。	
厚生住宅建設促進事業補助金 住宅課 FAX 026-235-7486 E-mail jutaku@pref.nagano.jp	1,600万円	廃止 <H17年度>	住宅に困窮する低所得者を対象に、低廉な家賃で貸与する住宅を建設する市町村に対し、市町村営住宅の建設費用に補助しています。 (負担割合 県1/2 市町村1/2) (補助限度額 400万円/戸)	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施後、H17年度に廃止します。	
警察一般管理経費 警察本部会計課 FAX 026-232-1110 E-mail police-kaikei@pref.nagano.jp	5億6,623万3千円	縮小 <H15年度>	警察行政を行う上で必要とする一般管理諸経費を計上しています。 (主な内容) ・ 行政事務臨時嘱託員、純非常勤職員経費 ・ 駐在所等家族報償費、交番駐在所公衆接遇費 ・ 事務用消耗品、旅費等	駐在所等に同居し警察業務に協力する家族に対する謝金の支給範囲を見直します。また、防犯・少年非行防止・交通安全などの地域の行事・会合等への出席に要する公衆接遇費を見直し、削減します。	引き続き事務等の見直しを行い経費の節減に努めて、効率的かつ効果的に警察活動を推進していきます。
警察職員互助会補助金 警察本部厚生課 FAX 026-232-1110 E-mail police-kaikei@pref.nagano.jp	1億697万6千円	縮小 <H15年度>	地方公務員法第42条等の規定に基づき、警察職員の福利厚生事業を実施するため、警察職員互助会に補助金を交付しています。(警察職員掛金×66/100) (警察職員互助会の主な事業) 死亡弔慰金、出産祝金等	警察職員互助会事業の見直しを行い、補助率の引下げを実施します。	事業を総合的に見直す中で、職員の福利厚生として必要な事業は、引き続き実施していくよう働きかけます。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
教養推進経費 警察本部警務課 FAX 026-232-1110 E-mail police-kaikei@pref.nagano.jp	1,523万8千円	縮小 <H15年度>	職務執行に必要な捜査実務や逮捕術等の術科訓練及び一般教養を行い、職員の実務能力の向上を図っています。	研修会等による教養を廃止し、警察学校で実施する学校教養に一本化します。	警察教養のあり方を検討し、より効果的な教養を実施していきます。
広域重要犯罪対策事業 警察本部刑事企画課 FAX 026-232-1110 E-mail police-kaikei@pref.nagano.jp	1億1,703万7千円	縮小 <H15年度>	高速道路網の伸展等により広域化、組織化、スピード化している犯罪情勢に的確に対応していくため、捜査活動費及び捜査支援システム等の充実を図り、犯罪の早期検挙に努めています。	事件発生時のファックスによる各種事業所への手配方法を見直し、経費の節減を図るとともに、自動車ナンバー自動読取装置の設置については縮減します。	犯罪件数の増加、手口の悪質・巧妙化及び複雑化等により、今後、事件捜査は益々困難になることが予想されますが、捜査支援システムを計画的に整備しながら効果的に活用し、安全で平穏な県民生活の確保に努めていきます。
学校巡回劇場 教学指導課 FAX 026-235-7495 E-mail kyougaku@pref.nagano.jp	382万8千円	廃止 H16年度	舞台芸術を直接鑑賞する機会の少ない地域の児童生徒に、優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するため、児童演劇の地方巡回公演に要する経費の一部を負担しています。 公演実施校数 42校	県の関与のあり方を見直し、今後は市町村が必要に応じて独自に実施することとし、県の補助金はH16年度に廃止します。	児童演劇の地方巡回公演の招致を複数の市町村で広域的に行うなど、開催方法の効率化を働きかけていきます。
高等学校芸術文化鑑賞事業 教学指導課 FAX 026-235-7495 E-mail kyougaku@pref.nagano.jp	5,252万8千円	縮小 <H15年度>	高校生の豊かな情操の涵養と芸術文化活動の振興のため、県内の高等学校が実施する芸術文化鑑賞事業の開催経費の一部を助成しています。 実施校数 延べ128校	複数校での開催など実施方法の効率化を図り事業を見直すことで、助成額を削減します。	効率的な事業実施により、引き続き芸術文化活動の振興を図ります。
文化財修理・防災事業 文化財・生涯学習課 FAX 026-235-7493 E-mail bunsyou@pref.nagano.jp	1億792万1千円	縮小 <H15年度>	文化財を適切に保存し、その活用を図るため、市町村等が行う国指定文化財の修理等に必要経費の一部(国庫補助残額の1/2以内)を嵩上げ補助しています。	国指定文化財に対する市町村等への嵩上げ補助を、新規事業についてはH15年度から廃止し、継続事業については補助率をH15年度は据置き、H16年度以降現行の1/2に引き下げます。	文化財の保存が適切に行われるよう、文化財の指定を進めるとともに、県民の文化財保護に対する意識の高揚と理解を深めるための普及啓発を行い、文化財の保護及び活用を図ります。
教職員互助組合助成事業 保健厚生課 FAX 026-234-5169 E-mail hokenkou@pref.nagano.jp	5億2,706万4千円	縮小 <H15年度>	地方公務員法第42条等の規定に基づき、教職員の福利厚生事業を実施するため、教職員互助組合に補助金を交付しています。(教職員掛金×66/100以内) (教職員互助組合の主な事業) 死亡弔意金、出産祝金等	互助組合の事業の見直しを行い、補助率の引下げを実施します。	事業を総合的に見直す中で、職員の福利厚生として必要な事業は、引き続き実施していくよう働きかけます。
(財)長野県体育協会への助成事業(社会体育の振興) 体育課 FAX 026-235-7476 E-mail taiiku@pref.nagano.jp	2億6,075万3千円	縮小 <H15年度>	スポーツの振興を通して、県民の体力向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図ることを目的として行う県体育協会の事業に対して助成しています。 <ul style="list-style-type: none"> 県体育協会運営費等補助金 国民体育大会選手団派遣費補助金 全国スポーツレクリエーション祭推進事業補助金 	国体派遣費補助金については、交通費の1/2を削減し、ユニフォームへの補助を廃止します。	(財)日本体育協会が検討している国体改革の動向等を踏まえ、多くの県民がよりスポーツに親しめるような活動に取り組みます。

事業名	平成14年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
(財)長野県体育協会への助成事業(競技力の向上) 体育課 FAX 026-235-7476 E-mail taiiku@pref.nagano.jp	1億5,064万1千円	縮小 <H15年度>	本県の国際大会、国内大会での競技力の向上を図ることを目的として行われる、県体育協会の事業に助成しています。 ・競技力向上事業 ・ジュニア競技力向上事業 ・国際競技力向上事業	長野オリンピックを契機に、ジュニア選手等の海外合宿へ助成を行ってきた国際競技力向上事業については、オリンピック終了5年を機に廃止するとともに、国体等の競技力向上を図るための合宿・遠征等に対し助成する競技力向上事業については、事業の見直しを図り補助金を削減します。	総合的な競技力の向上施策を検討するとともに、県民のスポーツに対する関心・意欲を高める観点から事業に取り組みます。
人権同和教育啓発補助事業 人権・同和教育課 FAX 026-235-7490 E-mail jinken@pref.nagano.jp	1,306万7千円	廃止 <H17年度>	人権同和教育・啓発を推進するため、市町村が小中学生用「人権同和教育副読本「あけぼの」」を購入する場合に、市町村に対し補助しています。 (負担割合 県1/2 市町村1/2)	小中学生用「人権同和教育副読本」の購入は、市町村が独自に行うべきものであるため、補助率をH15年度から1/3に見直した後、H17年度に廃止します。	人権同和教育・啓発に関しては、市町村と連携しながら推進していきます。 人権同和教育副読本の購入については市町村が独自に行うべきものであり、県としては、教材の研究開発及び学習方法の研究を推進します。
社会同和教育推進補助事業 人権・同和教育課 FAX 026-235-7490 E-mail jinken@pref.nagano.jp	3,706万7千円	廃止 <H16年度>	同和教育推進のため、県と協調している運動団体が実施している指導者育成の研修、児童・生徒・学生相互の交流、講演会や啓発資料の発刊事業に対して補助しています。	H14年1月の県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、補助額をH15年度に半額に見直した後、H16年度に廃止します。	
議員公舎運営事業 議会議務局 総務課 FAX 026-235-7412 E-mail gikai@pref.nagano.jp	1,194万8千円	縮小 <H15年度>	議員が職務を円滑に遂行できるよう、宿泊可能な執務室として議員公舎を設置し運営しています。 ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建 (昭和39年11月竣工) ・面積 7,339㎡ ・規模 議員個室:和室6畳×62室、会議室2室ほか	議員公舎の管理運営方法について、H15年度から、食事の廃止等の業務の見直しや空調設備の見直しにより経費の削減を図ります。	今後5年(H20年3月末)を目処に、抜本的な見直しを行います。